

公益社団法人日本パブリックゴルフ協会

平成22年度第5回理事会議事録

1. 開催日時 :平成23年3月17日(木) 13:00~16:00

2. 開催場所 :メルパルク名古屋 3F「シリウスの間」

3. 理事現在数及び定足数 :現在数 24名、定足数 13名

4. 出席理事数 :本人出席 15名、出席監事数 :本人出席 1名

会 長	浅井 光昭	ダンロップ	副 会 長	三治 明	正眼寺
副 会 長	西村 潔	京阪	常務理事	藤下 亘理	よみうり
常務理事	笠原 泰夫	名古屋港・富浜	常務理事	加藤 義孝	名古屋広幡
常務理事	森 章次	アオノ	常務理事	樋口 平和	大阪
理 事	伊藤 哲夫		理 事	木村 妙子	
理 事	小林 弘実		理 事	久保田誠一	
理 事	宮内 清		理 事	中元紘一郎	
専務理事	島田 忠次	事務局			(理事15名)
監 事	森田 敬				(監事 1名)

(陪席者)

特別委員	高島 哲夫	西神戸	特別委員	久保田英示	正眼寺
特別委員	竹山 和彦	グランシエロ	特別委員	小野 和彦	小松
特別委員	六車洋二郎	ユート・パール徳島	事業委員長	丸山 信久	事務局
特別委員	ジム・フレッチャー	榛名の森	事 務 局	中村 知則	事務局
事 務 局	久保 拓二	事務局	事 務 局	小路美智代	事務局

(特別委員7名、事務局3名)

5. 欠席理事数 :9名

副 会 長	石井 信成	那須野ヶ原			
常務理事	菅野 孝男	八千代	常務理事	林 一郎	千葉よみうり
理 事	柿沼 正行		理 事	岡本 伸之	
理 事	小林 寛道		理 事	川田 達男	
理 事	雪野 智世		理 事	丹地 保堯	(理事 9名)

6. 欠席監事数 :1名 下川 茂樹 (監事 1名)

7. 議案 第1号議案 :平成23年度収支予算(案)承認の件
第2号議案 :平成23年度事業計画(案)承認の件
第3号議案 :主務官庁(内閣府)に対して定期提出書類提出承認の件
第4号議案 :平成23年度資金調達及び設備投資見込み承認の件
第5号議案 :「同一経営母体正会員」の議決権の運用取扱(案)承認の件
第6号議案 :平成23年度通常社員総会附議議案(案)承認の件

8. 会議の概要:

- (1)事務局より定足数について、理事現在数は24名、並びに本理事会には本人出席理事が15名である旨を確認し、定款第31条に定める成立定足数(理事現在数の2分の1以上の出席)を充足しているため、本理事会は有効に成立している旨報告がなされた。
- (2)定款第30条に基づき浅井会長が議長に就任する旨の宣言、引き続き公益社団法人日本パブリックゴルフ協会平成22年度第5回理事会の開会を宣言した。
- (3)議長は、議事録署名人を定款第32条に基づき浅井会長、並びに森田敬監事を指名した。次いで、議事進行役に島田専務理事を指名し議事に入った。

9. 決議事項:

第1号議案 :平成23年度収支予算(案)承認の件

笠原財務委員長より、第1号議案平成23年度収支予算(案)承認の件に関して、議案説明後審議要請があった。

【議案説明要旨】

1. 損益 :収入 221,336千円、支出 220,857千円、当期収支差額 479千円
2. 収入 :パ選、シニアの参加者人数減少から収入減少。寄付金収入2,000千円を見込
3. 支出 :記者発表費用、雑誌告知費用、会議費等一層の経費削減策を盛り込んだ
なお、特命プロジェクト委員会の答申を受け、一部予算化(各委員会会議費、会員理事・監事・特別委員の旅費交通費支給等)を計上した

審議の結果、原案通り出席理事全員一致で可決した。

第2号議案 :平成23年度事業計画(案)承認の件

丸山事業委員長より、第2号議案平成23年度事業計画書(案)承認の件に関して、議案説明後審議要請があった。

【議案説明要旨】

1. 平成23年度事業計画書(案)に関して事業目的、事業の種類、会議の開催予定、公益目的事業(ゴルフ競技会開催事業、ゴルフ普及振興事業)、収益事業(ハンディキャップ普及振興事業)、助成金事業の報告があった。
2. 事業活動の基本方針に関して、当協会は昭和37年創立以来一貫して、生涯スポーツであるゴルフの普及振興を通じ、国民の健康の保持増進、余暇活動の充実等、豊かな国民生活の形成に寄与することを目的として活動してきたが、昨年3月の公益社団法人認定後も協会創立以来の事業目的、活動内容に些かの変更がある訳ではなく、従来の延長線にあることを改めて確認した。
3. 記載事項の主要変更点は、平成23年度競技の改善点であるが、昨年開催の合同委員会の結論に沿ったものである。

審議の結果、原案通り出席理事全員一致で可決した。

第3号議案 :主務官庁(内閣府)に対して定期提出書類提出承認の件

藤下総務委員長より、第3号議案主務官庁(内閣府)に対して定期提出書類提出承認の件に関して、議案説明後審議要請があった。

【議案説明要旨】

公益社団法人認定に伴い、今後は認定法第22条により下記の通り報告義務がある旨の説明があった。

1. 提出期限 :毎事業年度開始の前日まで
事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見通し、承認を証する書面
2. 提出期限 :毎事業年度経過後3ヵ月以内
事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財務目録、付属明細書他

審議の結果、原案通り出席理事全員一致で可決した。

第4号議案 :平成23年度資金調達及び設備投資見込み承認の件

笠原財務委員長より、平成23年度資金調達及び設備投資見込み承認の件に関して、議案説明後審議要請があった。

【議案説明要旨】

認定法第22条により、今後毎年度「資金調達及び設備投資見込み」に関し、主務官庁に報告義務があるが、第1号議案で提案の通り平成23年度は資金調達及び設備投資計画共に計画がない旨報告致したい。

審議の結果、原案通り出席理事全員一致で可決した。

第5号議案：「同一経営母体正会員」の議決権の運用取扱(案)承認の件

島田専務理事より、「同一経営母体正会員」の議決権の運用取扱承認の件に関して、議案説明後審議要請があった。また本議案が可決された場合は、本年6月開催の通常社員総会に附議する旨の報告があった。

【議案説明要旨】

1. 定款の定め(定款第6条2項及び定款第17条)

社員総会における議決権は、定款第6条2項で正会員を法人法上の社員とすると定め、定款第17条で議決権を正会員1名につき1個とする。

2. 認定法の議決権の基本的考え方(公益法人認定法第15条第14号ロ)

社員の有する議決権は1個であり、議決権に差別的な取扱いをしてはならない。法の主旨は差別的な差異を設けると、議決権行使の結果が一定の傾向を有することで、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するとの、公益法人本来の目的に反した業務運営を行う恐れが生じる。従って、同一経営母体正会員に1個ずつの議決権を与えることは、法の主旨に照らして疑義が生ずる処であり、その運用取扱いに関して明確化を期したい。

3. 運用取扱い

(1) 議決権は、同一経営母体正会員に対しては主たる正会員に対し1個とする。

(2) 定款変更はせず、社員総会議事運営規程第27条「採決」にその旨を追加する。

(3) この運用取扱いは、本年6月開催の通常社員総会に附議し承認を得る。

審議の結果、原案通り出席理事全員一致で可決した。

第6号議案：平成23年度通常社員総会附議議案(案)承認の件

藤下総務委員長より、第6号議案平成23年度通常社員総会附議議案(案)承認の件に関して、議案説明後審議要請があった。

【議案説明要旨】

平成23年度通常社員総会に下記議案を附議致したい。

議案1. 平成22年度事業報告(案)承認の件

議案2. 平成22年度貸借対照表(案)、正味財産増減計算書(案)他承認の件

議案3. 今後の事業活動基本方針(案)承認の件

議案4. 「同一経営母体正会員」の議決権の運用取扱(案)承認の件

審議の結果、原案通り出席理事全員一致で可決した。

10. 議長は以上を以って、本理事会の全議題を審議し原案通り承認された旨の報告後、閉会を宣言し終了した。

以上

上記の議事録が正確であることを証するため、出席した会長(代表理事)及び監事は、次の通り記名押印する。

平成23年3月24日

公益社団法人日本パブリックゴルフ協会
会長(代表理事) 浅井 光昭 印

監事 森田 敬 印